

○厚生労働省告示第五百五十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十四年九月十三日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により告示する。

平成二十四年十一月二日

厚生労働大臣 三井 辨雄

医薬品の名称

予定される効能又は効果

届け出た者の氏名又は名称及び住所

メシル酸デラビルジン

H I V－1感染症

グイーブヘルスケア株式会社 東京都

渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番十五号